

公益社団法人奈良県看護協会定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款第60条の規定に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、入会金及び当該年度の会費を添えて、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第5条及び第6条に定める入会金及び当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

(退会の手続き)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届に会員証を添えて会長に申し出なければならない。

2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届け)

第4条 会員は、本会に登録した住所又は勤務地が変更となる場合には、会長が別に定めるところにより変更を届け出なければならない。

第3章 会 費

(入会金)

第5条 正会員の入会金は、10,000円とする。ただし昭和59年度以降に本会に入会したことがある者は免除する。

(会費)

第6条 本会の会費は、1ヶ年9,500円とする。ただし、この年会費は、本会の事業費及び運営費の合計額とする。

- 2 他の都道府県から異動により入会する会員の当該年度の会費は免除する。
- 3 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、毎年本会の指定する期日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会員については、この限りでない。

(会費等の使途)

第7条の2 第5条の入会金及び第6条の会費は、それぞれの3割を公益目的事業会計に直接計上し、公益目的事業の費用の財源に充てることとし、残余である7割については、法人会計に直接計上し、管理費の財源に充てることとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、理事会の決議により定める額を法人会計から公益目的事業会計又は収益事業等会計へ他会計振替し、事業費の財源に充てることができるものとする。

第4章 役員等の選挙

(役員及び推薦委員選挙)

第8条 役員（専務理事及び常任理事を除く）及び推薦委員の候補者は、推薦委員会が推薦し、総会において出席正会員が選挙する。

(役員改選)

第9条 会長、第2副会長、理事5人（保健師職能理事、看護師職能Ⅱ理事、地区理事2人及び准看護師理事）、常任理事1人、監事1人は、原則として奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

- 2 第1副会長、理事5人（助産師職能理事、看護師職能Ⅰ理事及び地区理事3人）、専務理事、常任理事1人、監事2人は、原則として偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(役員等候補者)

第10条 役員及び推薦委員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の3ヵ月前までに届け出なければならない。

- 2 推薦委員会は、同一職について改選定数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に総会の2ヵ月前までに提出しなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、前2項の立候補者及び推薦名簿を総会の2週間前までに会員に発表しなければならない。
- 4 専務理事及び常任理事は、理事会の推薦により総会において承諾する。

(選挙管理委員会)

第11条 本会に選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は、会員の中から推薦委員会の推薦があった者を通常総会において議長が指名する。

3 選挙管理委員の任期は、選出された通常総会終了の翌日から次年度通常総会終了の日までとする。

(選挙規程)

第12条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第5章 総会

(総会運営規則)

第13条 総会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める総会運営規則によるものとする。

第6章 理事会

(理事会運営規則)

第14条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 職能委員会

(職能委員会規則)

第15条 職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、法令及び定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める職能委員会規則によるものとする。

第8章 推薦委員会

(推薦委員会)

第16条 本会に推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、委員5名をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

3 推薦委員は、総会において正会員から選任する。

4 推薦委員の任期は、2年とする。

5 委員長は、委員の互選により選任する。

6 推薦委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、この細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定めるものとする。

(推薦委員会の任務)

第17条 推薦委員会は、本会の役員（専務理事及び常任理事を除く。）、選挙管理委員、推薦委員、職能委員会、常任委員会及び特別委員会の委員、地区支部委員並びに公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）の代議員及び予備代議員の候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

2 推薦委員会は、候補者を推薦しようとするときは、予め本人の同意を得て推薦しなければならない。

第9章 委員会

(常任及び特別委員会)

第18条 本会に次の常任委員会を置く。

- (1) 看護労働環境改善推進委員会
- (2) 教育企画・運営委員会
- (3) 奈良県看護学会委員会
- (4) 広報出版委員会
- (5) 業務委員会
- (6) 医療安全検討委員会
- (7) 規約委員会
- (8) 災害看護委員会

2 前項の各号に掲げる委員会のほかに、会長が必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。

3 常任委員会及び特別委員会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画等会長の諮問事項を審議する。

4 常任委員会及び特別委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 地区支部

(設置)

第19条 定款第46条による地区は、次のとおり置くものとする。

- (1) 奈良地区支部（奈良市）
- (2) 東和地区支部（天理市・桜井市・宇陀市・山添村・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村）
- (3) 西和地区支部（大和郡山市・生駒市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町）
- (4) 中和地区支部（大和高田市・橿原市・御所市・香芝市・葛城市・高取町・明日香村・

広陵町)

- (5) 南和地区支部（五條市・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

（支部運営規則）

第20条 地区支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める支部運営規則によるものとする。

第11章 日本看護協会との連携

（法人会員）

第21条 本会は、日本看護協会の法人会員となるものとする。

- 2 本会は、法人会員の代表者として会長および代議員を選出する。
- 3 代表者は、法人会員会に出席し、日本看護協会との事業の連携をはかる。

（会員）

第22条 本会に登録された正会員は、日本看護協会の会員となることができる。

- 2 本会は、日本看護協会から委託を受けて、本会の正会員の日本看護協会への入会手続きをするものとする。
- 3 日本看護協会の会員となる本会の正会員は、日本看護協会の会費5,000円を日本看護協会の定める日までに納入しなければならない。

（代議員及び予備代議員）

第23条 代議員及び予備代議員の選出については、本会の「公益社団法人日本看護協会代議員及び予備代議員の選出に関する内規」に基づき行うものとする。

- 2 代議員及び予備代議員の地区代表候補者の選出は、地区支部ごとに協議を経て決める。
- 3 代議員及び予備代議員は、任期の始まる前年度の当協会の通常総会において選出し、その名簿を選出した年度の7月末日までに日本看護協会会長へ提出する。

（代議員の任務・任期）

第24条 代議員は、日本看護協会総会に出席し、選挙権及び議決権を行使する。

- 2 代議員は、日本看護協会総会出席にあたり、会員の意見を聴取して出席し、議決事項について会員に報告するものとする。
- 3 代議員の任期は、4月1日から翌3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

（代議員の定員）

第25条 代議員の定員は、前々年度12月末の会員数により日本看護協会が決定する。

- 2 代議員は、本会の役員及び地区代表とする。

第12章 補 則

(細則の変更)

第26条 この細則を変更しようとするときは、理事会の決議による。ただし、第5条「入会金」及び第6条第1項「会費」の額を変更しようとするときは、総会の決議を得なければならない。

(委任)

第27条 この細則により会務を執行するために必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、理事会は、総会の決議によることが相当と認める場合には、定款第13条第10号に基づき、総会の決議を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 1 この細則は、平成25年2月8日から施行する。
- 1 この細則は、平成25年10月11日から施行する。
- 1 この細則は、平成26年2月14日から施行する。
- 1 この細則は、平成28年8月16日から施行する。ただし、第17条の地区支部の変更は、平成29年6月17日から適用する。
- 1 この細則は、平成29年11月10日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成31年3月8日から施行する。
- 1 この細則は、令和元年6月15日から施行する。
- 1 この細則は、令和2年5月22日から施行する。
- 1 この細則は、令和3年6月19日から施行する。ただし、第17条の改正は、令和3年3月12日から施行する。
- 1 この細則は、令和4年10月14日から施行する。